平成２７年（フ）第２３１号
岡山市北区平山441番地２、住民票上の住所岡山県浅口市鴨方町地頭上306番地１
債務者　占部　達美（旧姓矢部）
１　決定年月日時　平成27年６月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４２号
岡山市南区万倍131番地　岡崎借家４棟、旧住所岡山市南区植松278番地２
債務者　国本　弘行
１　決定年月日時　平成27年６月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１号
熊本県天草市東町59番地　東町ハイツ501
債務者　船津　真紀（旧姓寺道）
１　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年８月24日午前11時
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第１２号
大分県杵築市大字杵築758番地１　サニーヴィラ矢野Ｂ103号
債務者　上岡　智子（旧姓阿部）
１　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年８月26日午前10時
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１９号
長野県飯田市時又157番地20
破産者　佐々木義秋
１　決定年月日　平成27年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第１７１号
川崎市多摩区寺尾台１丁目24番地３　ピュアネスシャイン402
破産者　田村　　学
１　決定年月日　平成27年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
沖縄県国頭郡本部町字大浜864番地　かりゆしマンションＦ棟206号
破産者　黒田　弘子
１　決定年月日　平成27年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第１号
沖縄県名護市字済井出713番地　済井出市営住宅Ａ棟301号
破産者　新城　幸司
１　決定年月日　平成27年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第１７４５号
札幌市清田区北野４条５丁目４番８号　レオパレス北野台45―202、住民票上の住所札幌市清田区里塚３条５丁目８番１号
破産者　大平　貴之
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３７８号
札幌市中央区南13条西14丁目１番20―102号
破産者　林　　義夫
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６１号
札幌市東区本町２条１丁目７番６号　開華ハウスＤ102号
破産者　渡邊　秀之
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０４号
埼玉県川越市大字的場2742番地　的場団地Ｋ１―304号室
破産者　伊東　一雄
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３７４号
横浜市西区浅間町３丁目165番地４　ダイアパレス浅間町404号
破産者　永井　三彦
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立4221番地ラベンダーファーム303号室
破産者　濱田　祐加（旧姓武部）
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
長野県千曲市大字若宮491番地
破産者　北澤　裕正
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第２３５号
静岡県伊豆の国市天野26番地の３　メゾン明日香101号
破産者　相原　　貢
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
静岡県伊東市富戸1083番地の14、開始決定時の住所静岡県伊東市八幡野1276番地の26
破産者　渡辺栄里子こと　金杉栄里子
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
静岡県駿東郡長泉町下土狩1347番地　ルシールイワサキ302号、前住所静岡県駿東郡長泉町下土狩1384番地の23　小沢ハイツ201号
破産者　粕谷　真理
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係